



平成17年5月30日

報道各位

## 三井金属 役員退職慰労金制度の廃止および各役員の報酬額決定方法の変更 ～本年6月29日開催の第80期定時株主総会終了後に実施予定～

当社 三井金属(社長 榎原 紘)は、このたび、役員退職慰労金制度の廃止ならびに各役員の報酬額決定方法の変更を行うことといたしました。これにより、取締役に対する経営責任の明確化と、企業価値最大化に取り組むインセンティブの高揚に繋げてまいります。

### <退職慰労金制度の廃止>

当社は、経営改革の一環として、役員報酬体系の見直しの検討を行い、このたび、報酬の後払い的性格の強い役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。この廃止に伴い、本年6月29日に開催の第80期定時株主総会において決議を経ることを前提に、現任の社外取締役・社外監査役を除く取締役10名および監査役2名に対し退職慰労金の打ち切り支給( )を行います。

本年6月29日の総会終了時までの過年度の在任期間に対する退職慰労金について、各取締役・監査役の退任時に支給。

### <委員会設置による各役員の報酬額決定方法の変更>

本年6月の総会終了後、7月以降に支払われる役員報酬については、社内独自の委員会を設置し、同委員会にて各取締役の報酬額を決定することといたします。同委員会では、個々の報酬額を極力定量化した指標を用いながら判断し、各自の業績に連動する色彩を強めた報酬額決定のしくみを構築いたします。具体的な指標や算定方法などについては、同じく本年6月の総会後に発足予定の同委員会にて、今後、速やかに検討作業を進めていく予定です。

当社は既に、社員の賃金においても、平成11年度以来、段階的に各階層に対し、個人の成果に応じ決定するしくみを導入してまいりました。今回の変更により、トップから一般社員に至る組織の全階層にわたり個人業績に連動する報酬または賃金のしくみが適用されることとなります。

なお、同委員会は、当社の会長、社長、人事担当取締役、社外取締役の4名に加え、アドバイザー( )として社外監査役2名で発足いたします。

同委員会におけるアドバイザー(社外監査役2名)は、委員会内での議決権を有しない。

**<企業価値最大化に向けて>**

以上の施策を通し、今後、取締役の経営責任を一層明確にすることを通し、各取締役が企業価値最大化へ高い意欲を持って取り組み、ひいては、企業の更なる業績向上へと反映させてまいる所存です。

以 上

**【本件お問い合わせ先】**

三井金属 経営企画部広報室 <sup>ひしや</sup>泥谷・浅木 TEL 03-5437-8028 FAX 03-5437-8029  
Eメール koho@mitsui-kinzoku.co.jp